

## 汚染水の海洋放出に抗議し撤回を求める

2021年4月13日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団

- 1 政府は、4月13日、関係閣僚会議において、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されているトリチウムを含む汚染水（汚染水）について、海洋放出することを決定した。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（生業訴訟）原告団及び弁護団は、この決定に強く抗議し、直ちに撤回することを求める。

- 2 汚染水は、福島第一原発事故（本件事故）に由来するものであり、本件事故によって放射性物質を拡散させた責任を負うべき国と東京電力が、公共のものである海洋に汚染水を放出し、再度環境に影響を与えることなど許されるはずがなく、海洋放出を行いうる資格をそもそも備えていない。国と東京電力は自らの責任において、自らの管理下で処理を行うべきである。にもかかわらず、最も費用がかからないとされる海洋放出を現実的な選択肢とし、これを強行しようとするのは、本件事故への真摯な反省を欠くものであり、実行主体である東京電力の適格性のなさに照らしても、断じて受け入れられない。

また、トリチウムの安全性については、現在のところ確立した知見が存するわけではなく、ALPS（多核種除去設備）処理した水にトリチウム以外の核種が含まれていることも明らかになっている。取り除かれるべきものが取り除かれておらず、基準を満たしていないのが実態であり、それらによる環境や生態系への影響も未知数である。

さらに、汚染水の処理について、国民的議論が尽くされているとはいえない状況であり、とくに福島県内では、漁業関係者はもとより、県内の7割を超える自治体で反対ないし慎重な決定を求める決議がなされている。

加えて、福島第一原発敷地内にタンクを増設するための敷地が足りないことや、タンク保管の長期化に伴う老朽化などが、早期に海洋放出を決定しなければならない根拠とされているところ、福島第一原発敷地内にはデブリの取り出しのための敷地が確保されているが、デブリ取り出しの工程は見直しが不可避であり、敷地が足りないというのは根拠とならない。また、政府の計画に基づいたとしても、汚染水の全量を放出するまでに約40年の期間を要するのであり、その間のタンクによる長期保管は不可避であることから、汚染水タンクの耐久性や維持管理などの問題が、海洋放出によって解消されるわけでもない。

- 3 汚染水については、長期陸上保管を行い、その間に、除去装置で除去できていない放射

性物質を取り除く技術を開発し、適用すべきである。現に、そうした研究は進んでおり、政府は技術開発に力を尽くすべきである。

海洋放出は、将来に禍根を残すものであり、本件事故の被害者として歴史的な汚点となる決定を絶対に容認することはできない。

生業訴訟原告団・弁護団は、海洋放出の決定に強く抗議し、直ちに撤回することを求める。

以 上